

冠山総合公園 ネーミングライツパートナー募集要項

「冠山総合公園」について、次のとおり愛称の命名権者を募集します。

1 募集の趣旨

光市では、冠山総合公園の長期的、継続的な運営基盤を確立するための新たな財源を確保し、施設の魅力やサービスの向上等を目的として、冠山総合公園の愛称を命名する権利（命名権。以下「ネーミングライツ」という。）を付与する民間事業者（以下「ネーミングライツパートナー」という。）を募集します。

2 施設の概要

対象施設	
施設名	冠山総合公園
所在地	山口県光市大字室積村6288番地
施設の概要	
供用開始	平成14年2月
供用面積	12.8ha
施設紹介	「梅を中心に、四季を通じて花木が楽しめ、憩える公園」として、市内はもとより市外・県外からも多くの来園者が訪れています。梅の里の他、イベント広場、複合遊具のある子どもの森、オートキャンプ場など豊かな自然と都市公園としての機能が調和した市内唯一の総合公園です。
主要施設	イベント広場、屋外ステージ、日本庭園、修景池、せせらぎ水路、梅の里、オートキャンプ場、子どもの森、管理棟、副管理棟、休憩棟、研修棟、レストラン棟
開園時間	9時から17時まで（オートキャンプ場を除く）
休園日	毎月第2・4水曜日（ばら祭、梅まつり期間中は除く）及び 12月29日から1月3日まで
入園者数 （開園日数）	令和元年度 333千人（336日） 令和2年度 172千人（334日） 令和3年度 197千人（335日）
主なイベント	4月 ぼたん祭 5月 ばら祭 6月 しょうぶ祭 10月 灯花祭 11月 秋のばら祭 2月 梅まつり 3月 さくら坂
指定管理者の情報	
指定管理者	山口県周南市新地3丁目5番18号 株式会社ビークルーエッセ
指定管理期間	令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間

3 契約期間（愛称の使用期間）

契約期間（愛称の使用期間）は3年とします。

準備期間：契約締結日から愛称の使用開始日まで

契約期間：愛称の使用開始日から3年間

4 命名権料（ネーミングライツ料）等

(1) 命名権料（ネーミングライツ料）

ア 年額200万円（消費税及び地方消費税を含まない。）以上とします。

※ 契約額は応募金額に消費税及び地方消費税を加えた額になります。

イ ネーミングライツ料の支払いは、原則として、愛称の使用開始日の翌月末までに当該年度分を一括して納付していただき、その後は毎年度4月末に当該年度分を一括して納付していただきます。当該年度の月数が12月に満たない場合は、月割り（1月未満の端数がある場合は、1月として計算）とし、年額を12で除した額に当該年度の愛称を使用する月数を乗じ、1円未満の端数を切り捨てます。

端数の切り捨てにより、3年間の総額が年額に3を乗じた額に満たない場合は、最終年度に調整します。

(2) 役務等の提供（任意）

施設の魅力向上のための役務等（施設の維持管理、設備の更新その他施設を活用したサービス等）の提供を提案することが可能です。

5 愛称の基本的条件

(1) 冠山総合公園という名称に、企業名・商品名（商品ブランド）などを冠した愛称を付与し、冠山総合公園の名称として使用できます。

付与する愛称の設定については、次のような条件があります。

愛称は、「冠山」又は「冠」の文字を含み、かつ、「公園」又は「パーク」の文字を含むことを条件とします。

(例) 冠山○○○公園、○○○パーク冠山、冠○○○公園、KANMURI PARK ○○○

※含む文字は、漢字、ひらがな、カタカナ、英語アルファベットで表記可能です。

(2) 愛称は日本語及び英語アルファベットにより表記可能です。

(3) 愛称は施設にふさわしいものとし、わかりやすく市民に親しまれるものとし、

応募する愛称が、市民や利用者の混乱を招くおそれや、施設利用上支障となるおそれがある場合は、その愛称について協議する場合があります。

(4) 今回募集する名称は施設の愛称であることから、条例で定める施設の正式な名称とは異なります。本市が愛称を利用する際は、光市都市公園条例（平成16年条例第150号）で定める名称（冠山総合公園）を併記することがあります。

※ 条例上の施設名称は変更されません。

(5) 原則、契約期間中の愛称の変更はできません。ただし、ネーミングライツパートナーが社名を変更する場合等、変更に係る相当の理由があると認められる場合は、この限りではありません。

- (6) ネーミングライツを他者に譲渡・貸与することはできません。
- (7) 決定した愛称及びロゴマーク等に関する知的財産（知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第2項に規定する権利をいう。）は、市及び指定管理者が無償で使用できるものとします。

6 愛称についてのその他条件

- (1) 施設の運営・管理、経営等に影響を与えないものであること。
- (2) 民間施設を含む他の施設等と混同するような愛称は付けないこと。
- (3) 光市以外の地域を連想させるような名称や、品位、公共性、公益性に欠けるような名称でないこと。
- (4) 光市有料広告掲載取扱要綱（平成22年告示第21号）第3条第2項各号及び光市有料広告掲載基準（平成22年訓令第4号）第3条各号に規定する掲載基準にいずれも該当しないものであること。
- (5) 冠山総合公園は指定管理者制度導入施設であることから、指定管理を妨げる、又は指定管理者と競合するような愛称でないこと。
- (6) 個人の氏名でないこと。
- (7) 商標権及び著作権等の権利関係について問題がないこと。

7 愛称看板等の設置

冠山総合公園の看板、銘板及びサイン表示（以下「看板等」という。）の変更、新規設置を下記の取り扱いのもとで行うことができます。

- (1) 公園敷地内に看板等を設置（変更、新規設置のいずれの場合も含む。以下同じ。）することができます。ただし、看板等設置については法令、条例に基づく規制や施設構造などにより制限される場合があります。
なお、看板等設置にあたっては、内容、大きさ、設置場所、設置時期等について、本市の承認を得る必要があります。
- (2) 公園敷地外の看板等の設置については、個別に協議させていただきます。
- (3) 看板等に起因する事故等については、ネーミングライツパートナーが一切の責任を負うものとします。
- (4) 光市景観条例（平成22年条例第25号）、山口県屋外広告物条例（山口県条例第41号）を遵守する必要があります。
- (5) 興行等による施設利用者から、呼称の表示の遮断及びネーミングライツによる呼称の不使用等の要請があった場合、期間を定めて当該要請に応じることができるものとし、このことに伴う市等からの補償は行いません。
- (6) 契約期間終了時はネーミングライツパートナーの責任において現状に回復する必要があります。

8 ネーミングライツパートナーの特典

ネーミングライツパートナーには、以下の特典があります。

- (1) 冠山総合公園敷地内に看板等を設置することができます。

- (2) ネーミングライツパートナーのホームページ等にネーミングライツパートナーであることをPRすることができます。
- (3) 市は、広報紙やホームページなどを通じて、愛称の普及と定着を図るとともに、市が作成・使用する印刷物についても愛称を使用します。また、報道機関等を通じて愛称の周知を図ります。
- (4) 市（指定管理者）と協議・調整の上、年に数回、無料でイベントや催しもの等で冠山総合公園の施設を独占的に使用することができます。
- (5) その他、希望する特典等（付帯条件）があればネーミングライツ応募の際、提案することができます。（提案された特典等（付帯条件）はその実施の可否を協議し、市が決定します。）

※ 愛称使用開始以降に開催されるイベントや催しものであっても、ネーミングライツパートナー決定時に、イベントや催しもの開催者が既にチケットやチラシ等を印刷している場合には、それらに愛称を表示することができません。

9 費用負担

ネーミングライツに関する費用負担は次のとおりとします。

なお、本市の費用負担分について、その全部又は一部をネーミングライツパートナーが負担することを妨げるものではありません。

区分	費用負担	
	市（指定管理者を含む）あ	ネーミングライツパートナーあ
看板等の変更、新設及び点検等の安全管理や修繕等の維持管理に要する経費 ※1		○
看板等に起因する事故や商標権の侵害等で第三者に損害が生じた場合		○
愛称使用期間終了後の原状回復		○
パンフレット、封筒等の印刷物や、本市及び指定管理者ホームページの表示変更 ※2	○	
その他定めのない費用負担	協議により決定	

※1 看板等を新設する場合は、設置の可否について協議のうえ決定します。

※2 印刷物等については、残部数や改定時期等を勘案し、協議のうえ変更時期を決定します。

10 応募資格

応募資格については、次の条件を全て満たすものとします。

- (1) 本市のネーミングライツパートナーとして、ふさわしい資力及び信用を備えた会社・団体等の法人であること。
- (2) 次の事項に該当する業種又は事業者でないこと。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当するもの

- イ 国税及び地方税の滞納しているもの
- ウ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営が著しく不健全と認められるもの
- エ 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがあるものその他社会問題を起こしているもの
- オ 指定管理者の事業目的と競合するもの
- カ 光市有料広告掲載基準（平成22年訓令第4号）第2条各号に該当するもの

1.1 申込方法

(1) 募集期間

随時

※応募があり次第、一旦締め切ります。

(2) 申込方法（郵送もしくは持参）

ア 郵送する場合

下記ウ提出先へ簡易書留でご郵送ください。

イ 持参する場合

下記ウ提出先へご持参ください。

受付時間は午前8時30分から午後5時15分までとします。

（土・日・祝日等閉庁日を除きます。）

ウ 提出先

〒743-8501 光市中央六丁目1番1号 光市建設部 都市政策課

電話：0833-72-1582

メールアドレス：kouen@city.hikari.lg.jp

(3) 提出書類の配布等

募集要項、提出書類の様式、その他公募に関する資料は、市のホームページからダウンロードしてください。窓口で配布は行いません。

光市ホームページ：<https://www.city.hikari.lg.jp/>

(4) 提出書類

応募者は次の書類を提出ください。なお、応募に関する費用は、すべて応募者の負担となります。

ア 参加申込書（様式第1号）

イ 提案書（様式第2号）

ウ 法人登記記載事項全部証明書

エ 国税、県税及び市税の未納及び滞納がないことの証明書

・ 国税：本社に係る、国に納める全ての税（その3の3証明書）

・ 県税：本社所在地に係る、都道府県に納める全ての税

（委任（契約等を本社以外で行うことをいう。以下、同じ。）があるときは委任先地のみ。本社は不要）

・ 市税：本社所在地に係る、市町村に納める全ての税

（委任があるときは委任先地のみ。本社は不要）

- ※上記に加え、光市に支店・営業所を有する場合は、委任の有無に関わらず光市発行の完納証明書を提出
- オ 損益計算書・貸借対照表（直近3期分）
- ※ a 応募は1法人、1件とします。
b 提出書類は返却しません。
c 提出書類の差し替えはできません。
d 提出書類は、本募集に係る目的以外では使用しません。
e 本件に係る情報公開請求があった場合には、光市情報公開条例（平成16年条例第11号）に基づき開示することがあります。
f ウ～エについては、書類提出時点で発行後3か月以内の原本とします。

1.2 参加資格の取消し及び参加の辞退

(1) 参加資格の取消し

次の場合には、参加資格を取消します。

- ア 提出された書類に不備や虚偽の記載等があった場合
イ 応募資格を満たさない場合又は満たさなくなった場合

(2) 参加の辞退

参加を辞退する場合は、速やかに「参加辞退届（様式第3号）」を提出してください。

1.3 質問の受付及び回答

このたびのネーミングライツの募集に関して質問がある場合は、すべて「ネーミングライツ質問書（様式第4号）」により提出ください。

(1) 受付期間

随時

(2) 提出方法

「ネーミングライツ質問書（様式第4号）」を、電子メール又はFAXで提出ください。

※電子メールで提出した場合は、受付完了をメールでお知らせします。（当該メールが届かない場合は電話でご連絡ください。）

※FAXで提出した場合は、送信した旨を必ず電話でご連絡ください。

(3) 提出先

光市建設部 都市政策課

メールアドレス kouen@city.hikari.lg.jp

FAX：0833-72-3478（電話：0833-72-1582）

(4) 回答日及び回答方法

質問受付後、概ね1週間以内に市のホームページに質問及び回答を掲載します。なお、質問者への個別回答や質問者名の公表は行いません。

(5) その他

応募に対する提案・意見や審査内容に関する質問は一切受け付けません。

14 選定方法

選定は、「光市ネーミングライツパートナー選定委員会」にて行います。提出された書類をもとに、内容について総合的に審査を行い、ネーミングライツパートナー候補者（優先交渉権者）を決定します。

(1) 審査項目

	審査項目	審査内容等	配点
1	ネーミングライツパートナーとしての適格性	パートナーとしてのふさわしさ、経営の安定性、地域との関係性	30
2	愛称の内容	愛称のふさわしさ、呼びやすさ、読みやすさ、認識のしやすさ	10
3	ネーミングライツ料	市の財源確保に寄与しているか	50
4	施設の魅力向上への貢献	施設の魅力向上へ寄与しているか	10

(2) 選定結果の通知

選定結果は、すべての応募者に書面で通知します。

(3) その他

ア 応募者が1者の場合においても、審査を実施します。

イ プレゼンテーションは行いませんが、提出された書類の内容確認のため、必要に応じてヒアリング（聞き取り調査）を行う場合があります。

ウ 審査の結果、一定の基準を満たしていないと市が判断した場合は、ネーミングライツパートナーを選定しないことがあります。

エ 選定結果に対する異議申立ては、一切受け付けません。

オ 集計した点数が同点の場合は、ネーミングライツ料の点数が高い応募者の順位を上位とします。

カ 選定結果については、市のホームページ等で公表します。

15 契約

(1) 契約締結に向けた手続き

選定結果を受けて、優先交渉権者と契約締結に向けて協議を行います。協議が整えばネーミングライツパートナーとして契約を締結します。優先交渉権者との協議中に合意の可能性がないと市が判断した場合には、次点者を新たな候補者として契約締結に向けた協議を行うことがあります。

なお、契約締結までの間に、優先交渉権者（次点者）が募集要項の条件等を満たさなくなった場合は、契約を締結しないことがあります。

(2) 庁内及び利用者等への周知

ネーミングライツパートナーとの契約締結後は、すみやかにネーミングライツパートナーの名称、施設の愛称、ネーミングライツ料及び愛称の使用期間等を、庁内及び関係機関をはじめとする利用者等へ様々な広報媒体（本市ホームページ及び市広報等）を活用して周知します。

(3) 契約の解除

契約の締結後でも、募集要項の条件等を満たさなくなった場合や、ネーミングライツパートナーの信用失墜行為等に伴い施設のイメージが損なわれるおそれが生じた場合、市は契約満了を待たず契約を解除できるものとします。

この場合には、既に納入したネーミングライツ料等は返還しないものとします。また、既に看板等の設置を済ませていたり、施設表示等を変更していた場合には、速やかに原状回復を図るとともに、その原状回復にかかる費用は、ネーミングライツパートナーの負担となります。

(4) 契約の更新

契約期間満了時の更新については、契約期間中に他者から現契約と比較し特に優れた提案がなく、ネーミングライツパートナーが契約の更新を希望する場合、優先交渉権があります。